

## 美味切符利用規約

### 第1条（規約の趣旨）

東邦ガス（以下「甲」という）の発行する美味切符（以下、「共通券」という）の所持者（以下、「利用者」という）は、この規約により取引をするものとする。

### 第2条（共通券の利用方法等）

1. 共通券の利用方法は、以下のとおりとする。

- (1) 利用者は、共通券を、甲がウェブサイト等で掲載する共通券の利用が可能となる店舗の一覧表である「美味切符加盟店一覧」（以下、「加盟店一覧」という）に記載された各加盟店（以下「取扱加盟店」という）における商品の購入その他の代金の支払い又はサービスの提供（以下「支払代金等」という）の対価として、券面記載の金額又は内容にて利用できる。
  - (2) 共通券を利用する場合、券面記載の金額未満のお会計でのご利用の場合でも、釣銭の支払いは行われえないものとする。
  - (3) 共通券には、発行日から6月内で指定する日を有効期限として定めるものとする。利用者は券面記載の有効期限を確認し、有効期限内に利用しなければならず、有効期限が過ぎた共通券は利用できないものとする。
  - (4) 一回のお会計に対して、共通券を複数枚利用することができる。
2. 共通券を利用できる取扱加盟店、並びに取扱加盟店で取り扱うサービス内容および券面記載の対象商品の内容は、増減または変更する必要があることを利用者はあらかじめ了承する。

### 第3条（共通券が利用できない場合）

共通券が利用できない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 共通券記載の項目の一部または全部が埋まっていない場合
- (2) 共通券が偽造、変造されたものである場合
- (3) 他のクーポン、割引券等と併用する場合（ただし、取扱加盟店が承諾した場合を除く。）
- (4) 利用者が共通券を違法に取得した場合、または違法に取得された共通券であることを知りながらもしくは知ることができる状況で取得した場合
- (5) 共通券券面の氏名欄に本人以外の氏名が記載されている場合
- (6) 第三者から共通券の譲渡を受けた場合
- (7) 共通券の破損により必要な項目の照合ができない場合
- (8) 共通券の3分の1以上が滅失している場合
- (9) 有効期限が切れた場合
- (10) 取扱加盟店が正常な営業を停止した場合

(11) 取扱加盟店が共通券の取扱停止を決定した場合

#### 第4条（共通券の再発行）

甲は、共通券の盗難、紛失等如何なる事由であっても共通券の再発行は行わないものとする。

#### 第5条（取扱加盟店との関係）

利用者が共通券を利用した際、支払代金等の取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合、共通券を利用した取扱加盟店との間で解決をするものとする。

#### 第6条（換金の禁止）

利用者は、共通券と現金、新券、他の券種との引換えを行うことはできないものとする。

#### 第7条（取扱いの変更）

共通券の取扱いについて、本規約を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の規約を適用するものとする。

#### 第8条（払戻し）

甲は、如何なる事由であっても共通券の払戻しは行わないものとする。

#### 第9条（共通券の利用一時停止・終了）

甲は、いつでも共通券の利用を一時停止し、または終了することができるものとする。甲は、必要があると判断した場合は、利用者に対して、事前に甲の指定する方法（ウェブサイトへの掲載等）により告知または連絡するものとする。また、共通券の利用の一時停止、終了に関し、利用者は異議や損害賠償の申し立てをおこなわないものとする。

#### 第10条（著作権等知的財産権）

1. 共通券に関するコンテンツにおいて使用されるシステムプログラム、デザインおよび文章等の著作権または共通券に関連する著作権、商標権およびその他知的財産権等の一切の権利は、甲または甲に権利を許諾した第三者に帰属するものとする。
2. 利用者は、共通券に関するコンテンツを甲に無断で複製、編集、改変、掲載、転載、公衆送信、上映、展示、提供、販売、譲渡、貸与、翻訳、翻案、二次利用等してはならないものとする。
3. 利用者が前項に反する行為によって被った損害については、甲は責任を負わないものとする。また、利用者がこれらの行為によって利益を得た場合、甲はその利益相当額を請求できる権利を有するものとする。

#### 第 11 条（個人情報の取り扱い）

1. 利用者は、共通券に記載の情報を甲が本条および次条の定めるところに従って、収集し、利用することに同意するものとする。
2. 甲は、前項の情報を機密として取り扱い、適切に管理するものとする。
3. 甲は次のいずれかの場合を除き、第 1 項の情報を第三者に提供しないものとする。
  - (1) 利用者の同意を得た場合
  - (2) 法令等により開示を求められた場合
  - (3) 業務上必要な範囲内で、業務を委託した第三者へ提供する場合
  - (4) 個人を識別できない統計情報などに加工して利用する場合
4. 甲は、本条および次条に定める内容以外の個人情報の取り扱いについては、甲ウェブサイトに掲載する「個人情報の取扱いについて」に準じて取り扱うものとする。

#### 第 12 条（個人情報の利用目的）

甲は、前条の情報を以下の目的に利用するものとする。

- (1) 共通券及び共通券に関連する甲事業の運営、改善等に必要な業務
- (2) 共通券の提供に必要な業務
- (3) 共通券の充実ならびに円滑な提供・運営に必要な業務
- (4) 共通券の履行、アフターサービス、共通券の利用状況等の調査・データ集積・分析・改善・開発、研究開発、およびアンケートの実施等
- (5) 甲、甲グループ会社、協力会社（ENEDO 等）または取扱加盟店およびその他取扱加盟店を含む提携事業者の広告・宣伝物の送付・勧誘
- (6) 上記に付帯する事業並びに関連する業務の実施
- (7) 甲のウェブサイトに掲載する「個人情報の取扱いについて」において定める目的

#### 第 13 条（秘密保持）

利用者は、共通券に関連して、甲が秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密情報として取り扱うものとする。

#### 第 14 条（禁止行為）

利用者は、以下に掲げる各行為を行ってはならないものとする。

- (1) 法令、条例及び本規約に違反する行為および違法な行為を勧誘または助長する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 第三者になりすます行為
- (4) 共通券の換金・転売行為
- (5) 共通券の複製
- (6) 共通券の偽造、変造

- (7) 共通券を故意に破損させる行為
- (8) 共通券の譲渡、または譲り受ける行為
- (9) 取扱加盟店のルールに従わない行為
- (10) 共通券の正常な運営を妨害する行為
- (11) 甲、取扱加盟店および他の利用者の誹謗中傷、名誉毀損、信用毀損、プライバシーの侵害に該当する行為
- (12) 共通券に関するコンテンツを無断で使用するなど知的財産権を侵害する行為
- (13) その他甲が不適切と判断する行為

#### 第 15 条（共通券の利用停止）

1. 甲は、利用者が次の各号に該当する場合、またはその恐れがあると甲が判断した場合は、事前に通知することなくかつ利用者の承諾を得ずに共通券の利用の全部または一部停止することができる。
  - (1) 共通券に記載の情報が虚偽であることが判明した場合、または自己を第三者と偽る行為を行ったことが判明した場合
  - (2) 利用者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力または詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団または個人を指し、以下同様とする。）であることが疑われる場合、または資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与をおこなっていることが疑われる場合
  - (2) 第 14 条（禁止行為）等本規約のいずれかの条項に違反した場合
  - (3) その他、甲が利用者として不適切と判断した場合
2. 前項により、甲が共通券の利用停止をした場合、甲は、利用者に対し返金しないものとする。

#### 第 16 条（不可抗力）

天災、火災、地震、ストライキ、洪水、暴風雨、疾病、暴動、テロ、戦争行為、政府の行為、通信サービスまたはインターネット環境の不通（不能状態を含むがこれらに限定されない）等甲の妥当な管理を超えたその事由により、共通券の全部または一部が不履行または遅延した場合、甲は責任を負わないものとする。

#### 第 17 条（損害賠償）

1. 利用者は、共通券に関連して故意または過失により甲に損害を与えた場合、当該損害について、甲に賠償するものとする。

2. 共通券に関連して利用者に生じた損害については、甲は責任を負わないものとし、利用者は甲に対して損害賠償の申し立てをおこなわないものとする。ただし、甲の故意または重過失による場合はこの限りでない。

#### 第 18 条（保証の否認および免責）

1. 利用者は、取扱加盟店が自己の都合により（臨時）休業、閉店する事態が生ずること、または取扱加盟店の判断により共通券が利用できない事態やサービス提供内容の変更等が生ずることなどにより共通券の利用ができないことがあることを予め了承し、甲が、利用者が常時すべての取扱加盟店において共通券を利用できることを保証するものでないことをあらかじめ承諾するものとする。
2. 甲は、取扱加盟店登録数、店名、掲載情報等、共通券に関する全ての情報について、その内容の正確性、最新性、完全性、有用性、信頼性または合目的性等について、明示的、黙示的を問わずいかなる保証もしない。
3. 甲は、共通券に関し、利用者、取扱加盟店その他の第三者の間で発生したトラブルについて、直接の原因が甲の責に帰すべき事由である場合を除き、責任を負わないものとする。
4. 甲の運営するウェブサイトのアクセス過多その他のシステム上の要因で表示速度の低下やシステム障害等が生じたことにより、会員が共通券を利用することができない等の損害が生じても、甲は責任を負わないものとする。

#### 第 19 条（地位の譲渡等）

1. 利用者は、あらかじめ甲の書面による承諾がない限り本契約上の地位および本契約に基づき発生する権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとする。
2. 甲は、共通券または共通券にかかる事業を他社に譲渡した場合は、当該事業譲渡に伴い、共通券の契約上の地位、共通券に基づく権利義務および利用者の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につきあらかじめ同意したものとみなす。

#### 第 20 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

#### 第 21 条（準拠法および合意管轄裁判所）

1. 本規約の準拠法は、日本国法が適用されるものとする。

2. 万が一、利用者と甲との間で、本規約に関する紛争が生じた場合には、訴額に応じて名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 22 条（協議解決）

本規約に定めのない事項もしくは解釈につき疑義が生じた場合は、利用者と甲は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

#### 【附則】

1. 施行日

本規約は、2023 年 3 月 1 日から施行します。

2. 改定日

2023 年 9 月 11 日